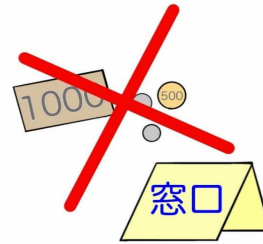


玉名市子ども医療費助成制度について

- 助成対象 ▶ 玉名市に住民登録があり、健康保険に加入している0歳～高校3年生相当年齢までの児童
- 助成範囲 ▶ 保険診療に係る一部負担金
- 助成範囲外 ▶ 保険適用外(入院時の差額ベッド代、薬の容器代、選定療養費など)
入院時の食事療養費
保育所や幼稚園、学校の管理下で負傷し、災害共済給付(スポーツ保険)を受ける医療費

○ 病院を受診されるとき



病院で
・子ども医療費受給者証
・健康保険証
を必ず見せる

窓口負担が無料に！
※県内の外来診療のみ

○ 窓口無料(現物給付)の対象になる医療費

県内の
医療機関での
外来診療

県内の
薬局での
お薬代

訪問看護

- ①熊本県内の保険医療機関(医科・歯科)での外来受診(整骨院等を除く)
- ②熊本県内の保険薬局による調剤
- ③訪問看護

○ 窓口無料(現物給付)の対象にならない医療費(お支払い後に助成申請が必要)

入院費

県外の
医療機関での
医療費

治療用装具
購入費

月21,000円
以上の
一部負担金

保険証を
見せて払った
一部負担金
(整骨院など)

- ①入院にかかる医療費
- ②熊本県外の医療機関で受診した医療費
- ③治療用装具の購入費

※いったん全額ご負担をいただき、加入している健康保険へ療養費の申請をしていただきます。
健康保険から療養費に係る決定通知書が届き次第、助成申請書と必要書類(健康保険の療養費決定通知書、全額負担の領収書、医療機関からの装着証明書もしくは作成指示書)を添えて助成申請をお願いします。

- ④入院、外来別で1つの保険医療機関、または、保険薬局と処方せん発行医療機関をあわせて、1か月分の一部負担金が2万1,000円以上になる医療費

※④に係る医療費が高額療養費の支給対象となる場合、事前に加入保険への手続きをお願いします。その後、高額療養費支給決定通知書と助成申請書をあわせてお持ちください。

- ⑤その他保険証を見せて支払った一部負担金(受給者証を見せ忘れたとき、整骨院にか

一度支払った医療費の助成を受けるには申請が必要です！(詳しくは裏面へ)



○ 医療費助成申請のながれ

